

第三十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十一号

昭和三十四年二月二十四日(火曜日)

午後一時四十一分開議

出席委員

委員長代理 理事吉川 久衛君

理事大野 市郎君 理事丹羽 兵助君

理事本名 武君 理事赤路 友藏君

理事芳賀 貢君

安倍晋太郎君 秋山 利恭君

五十嵐吉蔵君 加藤常太郎君

金丸 信君 笹山茂太郎君

高石幸三郎君 網島 正興君

内藤 隆君 永田 亮一君

濱地 文平君 松岡嘉兵衛君

三和 精一君 八木 徹雄君

保岡 武久君 足鹿 覺君

角屋堅次郎君 神田 大作君

久保田 豊君 栗林 三郎君

實川 清之君 中澤 茂一君

中村 時雄君 西村 関一君

出席政府委員

農林政務次官 石坂 繁君

農林事務官 伊東 正義君

(農地局長)

林野庁長官 山崎 齊君

委員外の出席者

専門 員 岩隈 博君

二月十九日

委員永田亮一君及び西ヶ久保重光君

辞任につき、その補欠として野澤清

人君及び栗林三郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員野澤清人君辞任につき、その補

欠として永田亮一君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十四日

委員足鹿覺君辞任につき、その補欠

として竹谷源太郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員竹谷源太郎君辞任につき、その

補欠として足鹿覺君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十三日

松前大ツクシナイ高台造田開発に關

する請願(椎熊三郎君紹介)(第一

六五九号)

水産物小売業者育成に關する請願

(中原健次君紹介)(第一七四二号)

は本委員会に付託された。

二月二十三日

抑留漁船の國家補償に關する陳情書

(串木野市長職務代理者濱留正光外

二名)(第三三三三号)

植林の雪害及び野兎による被害対策

に關する陳情書(福井県議會議長山

崎正一)(第三五七号)

森林火災国営保險法の一部改正に關

する陳情書(福井県議會議長山崎正

一)(第三五九号)

農地買収補償金支給等に關する陳情

書(岩手県紫波郡矢巾村矢巾地試

一外一名)(第三六〇号)

漁船損害補償法の一部改正に關する

陳情書(東京都港区芝田村町三の四

漁船保險中央會長秋山俊一郎)(第

三八九号)

農地法と建築基準法との運営一体化

に關する陳情書(神戸市議會議長渡

辺軍司外十九名)(第四二二号)

宮城県内の国有林払下げに關する陳

情書(宮城県議會議長高橋文五郎)

(第四二二号)

農業改良普及事業の充実強化に關す

る陳情書(香川県議會議長大久保雅

彦)(第四二四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

開拓融資保証法の一部を改正する法

律案(内閣提出第五九号)

森林開発公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出第九九号)

○古川(久)委員長代理 これより會議

を開きます。

本日松浦委員長は都合により出席で

きませんので、指名により私が委員長

の職務を行います。

開拓融資保証法の一部を改正する法

律案及び森林開発公団法の一部を改正

する法律案の両案を一括して議題と

し、審査を進めます。

前會に引き続き質疑を行います。質

疑の通告がありますので、順次これ

を許します。神田大作君。

○神田委員 この前林野行政について

御質問申し上げたのでありますが、時

間が足りませんでしたので、漏れまし

た部分につきまして御質問を申し上げ

たいと思います。農林大臣並びに政務

次官がおいでにならないようござい

ますから、それらに關する問題につ

きましては保留をいたしておきます。

まず林野庁長官にお尋ねしますが、

この前も御質問申し上げたのであり

すけれども、保安林の買い上げ等につ

いての問題につきまして詳しくお尋ね

を申し上げたいのでありますが、保安

林整備法等によるところの保安林の整

備の概要等につきまして御説明を願

いたいと思います。

○山崎(齊)政府委員 昭和二十八年に

未曾有の大風水害を受けまして、政府

部内で治山治水対策要綱を策定いた

しまして、それによつて風水害を将来

防除していこうという考え方で進めた

のでありますが、これと並行いたしま

して、保安林につきましてもその整備

強化をはかる必要があるのではない

かという点からいたしまして、保安林

整備臨時措置法を制定したのであり

ます。これによりまして、重要河川の上

流域域にありまます森林を保安林に指

定いたしました。保安林の整備をはかるとい

うことと、さらに、それらの地域にお

きましても、集団し、特に地形その他

で重要な地点につきましては、国有林

事業特別会計が民有保安林も買い上げ

まして、さらにその施設の整備を十分行

うことによつて保安の効果を十分に

に維持、増強していくという見地に

立つて、保安林整備臨時措置法が制定

せられたのであります。この計画に従

いまして、当時全国におきまます保安

林は二百万町歩余であつたのであり

ます。これを約倍の四百万町歩に増加

する、その四百万町歩の保安林の中

におきまして最も重要な地点の約五十万町

歩を国によつて買い上げるといふ計

画になつたのであります。この五十万

町歩につきましては、それぞれ各地域

別に、河川の流域別に検討いたしま

して、重要な地帯をそれぞれ概定いた

します。この概定いたしましたものを、

さらに森林法に基いて設置されてお

ります。中央森林審議会の意見を聞いて買

い入れの予定地域とするという措置を

講じたのであります。この五十万町歩

の中から順次重要な地点から保安林を

買い上げておるといふ実態にあるわけ

であります。

一方、保安林の指定につきまして

は、昭和三十三年度までに予定の四百

万町歩の保安林予定地の調査を終了

いたしまして、三十四、三十五の二カ

年にわたつて必要な指定の措置を講

じたいというふうに考えておる次第で

あります。

○神田委員 この五十万町歩の買い入

れをきめたということでございますけ

れども、この五十万町歩の買い入れは

審議会の議を経ておると申され

ますが、この審議会の構成、権限、及

び、いつこの五十万町歩というものを

買い入れに決定し、この買い入れの地

域というものをどのように公知され

たか、この点お尋ねいたします。

○山崎(齊)政府委員 中央森林審議

会は森林法によつて規定されておる

のであります。この構成は、現在にお

きましては、学識経験者十七名、関係

行政機関の長十名、合せて二十七名で

構成しておるのであります。学識経験者

といったしましては、あとで名簿をおあげしたいと思いますが、各府県及び全国の森林組合関係の方々が約五名、それから木材その他林産物を利用するという立場の方々が約三名、その他国土総合開発審議会の委員であられる、あるいは農林水産省生産性向上会議の関係の方々、その他農林中央金庫、全国町村会、知事の代表の方々が組織しておるわけでありまして。

この五十万町歩につきましては、大蔵省と予算の段階におきまして折衝いたしまして、全国で、民有林におきまして約二百四、五十万町歩の保安林を作り、あと百七、八十万町歩が国有の保安林の形になるわけでありまして、この民有林二百数十万町歩の保安林の中で重要な河川の上流域地域を選びまして、それを具体的に図面にも表示いたしまして、中央森林審議会に諮ったという経緯になっておるものであります。中央森林審議会といたしましては、農林大臣からの諮問に応じまして、提示された議案が適当であるかどうかというのを御審議いただきまして御答申をいただくという性質のものでございます。

○神田委員 この保安林の買い上げにつきまして、五十万町歩の保安林の抽出というようにすることにつきまして、指定をして買い上げをしておると言われますが、保安林に指定されてない場所が買い上げの対象になっておるところもあるようにありますが、これはどういうことでしょうか。

○山崎(齊)政府委員 保安林買い入れの事業におきましては、保安林に指定されてないところを買い上げということはないわけでありまして。

○神田委員 それでは、これは、そういうふうな指定してないかあるかはあとで私の方で一度調査してまたお尋ねしたいと思うのでございますが、この保安林を買い入れるにつきまして、非常に価格がまちまちでございまして、こういう買い入れ価格はどのようにして決定をし、それがこれに對して最終的な裁断を下してやるのか、何千万、何億、何十億というふうな巨額の取引を一体どういう人がどういう権限でしておるのか、お尋ねします。

○山崎(齊)政府委員 保安林の買い入れの場合の価格の決定につきましては、先般も簡単に御説明申し上げたと思いますが、土地価格につきましては、大蔵省関係の財務局、財務部等からその評価についての具体的な金額を聞きまして、あるいはまた、関係の不動産を主として取り扱うような銀行の意見も聞きまして、また学校その他こういう方面で研究しておられる方の御意見も聞くというようにいたしまして、それらをそれぞれ算術平均というふうな方法によりまして土地価格を決定するのであります。立木の価格につきましては、国有林を売り払います場合と同様に、用材につきましては毎木調査を行い、薪炭材につきましては通例標準地調査という方法を行って、その立木の樹種、あるいは薪炭材、用材別の石数というふうなものを調査いたして出すわけでありまして、一方、それをもとにいたしまして、それらのものからどういふ丸太が生産されるか、その利用率はどうか、大きさはどうかというふうな点を一定のきめられました方式によつて計算するわけでありまして、さらに、それらの丸太あるいは木炭

がその時点におきまして市場において取引されておりますいわゆる市場価格というものを調査いたしまして、この市場価格をもとにいたしまして、トラックの運賃、あるいは伐木造材に必要なとする経費、あるいは搬出路を作るために必要とする経費というふうなものを控除いたしまして、残りましたものを立木価格という形にするわけでありまして、この一町歩当りの平均の価格は、主としてそこに生えております立木の状態、樹種がどうか、その他木の状態がどうかというふうな状態によって大きく変動することになるわけでありまして。

○神田委員 その買い入れの責任者は。

○山崎(齊)政府委員 契約その他の当事者はもちろん営林局長であります。が、買い入れるかどうかということにつきましては林野庁長官の認可を必要とするようになっておるわけでありまして。

○神田委員 営林局長が買い入れの責任者であつて、林野庁長官に買い入れの可否の最終的な許可権があると言ふか、今まで営林局長から出て林野庁長官が拒否したようなことがあるかどうか。

○山崎(齊)政府委員 地元と十分話し合ひもし折衝もいたしまして、その結果まともになりましたものを林野庁におきましてだめだというふうに処置した例はないように考えております。

○神田委員 そういたしますと、買い入れというものはなかなか容易な仕事じゃないと思うのでございまして、けれども、この買い入れに關しまして、地方の局長がほとんど権限を持つておる、

局長の一言によつて保安林というものは取引されておるといふふうに考えられますけれども、ここに機動的に非常な問題が残つておるうちに私は思うのです。このような国の財産を買い入れるのに、何億、何千万というふうな取引を局長にまかせて、そしてこれを実施させるというふうなことに、これは法的に根拠があるのだろうか、と思ひますけれども、参考のために、こういう問題についての法的な根拠、どういふ法律のどういふ裏づけによつてそういう行為ができるのか、お尋ねします。

○山崎(齊)政府委員 今ちよつと記憶がありませんので、こちらですぐ調査しまして、わかり次第御回答したいと思います。

○神田委員 何十億というふうな金の取引をしているのに、法律的に何の法律が根拠になつてこれを買い入れておるのかからぬというところは、どうもだいたいふかつた話だと思ふのだが、それは保安林整備臨時措置法にはないのですか。

○山崎(齊)政府委員 これは保安林整備臨時措置法にはないように考えております。

○神田委員 それでは、その根拠をばつきり至急調査して御報告願ひたい。

○山崎(齊)政府委員 紹介者があるというふうなことはほとんどないのじゃないかと考えております。これは、先ほど申し上げました保安林整備臨時措置法に準拠しまして予定森林というものを

のを定めておりますので、営林局、営林署の機構によりましてそれぞれ所有者と話し合ひということが原則になつておるわけでありまして。

○神田委員 あなたが、いないというふうなことを言われれば、それでも答弁になるでしよう。しかし、実際には保安林の買い入れ一つ一つに衆議院議員とかあるいは参議院議員というふうな人たちの紹介が入つておる。この山はだれの紹介である、この山はだれの紹介であるというように、みんなそういうことが常識的に言われておるのです。これを長官が知らぬというふうなことは、どうもおかしいと思ひますので、どうもおかしなところは、お尋ねしたいと思ひますが、これは人の名前を言わなくてはならぬから、きようはその人の名前を言うことを私は遠慮します。しかし、長官、こういうことは常識になつておるのだから、いすから、あなたは、紹介者というふうなものはないという、そういう答弁をしておるようでございすけれども、別にばくらがこれをどういふことというわけではございませんから、七十年來の長り今までの林野行政というものをやばらぬという時期に來てると私は思ふので、林野行政の中に集つておるところのそういう暗い影をこの際やばりぬぐい去らなければならぬと思ふ。そういう意味合いにおいて私は御質問申し上げるのでございすから、一つ正直に御答弁願ひたいと思ひます。

○山崎(齊)政府委員 紹介者があるのはほとんど常識だといふふうなお話でありまして、われわれとしましては、

めぐつて実弾もとんだことがある。しかし、いかに政治家が圧力をかけてきても国有林の大幹まではけつして食われたことはない。国有林を身をもつて守るのは、われら技術官僚だと自負している。その意味でこの高官はわれらの代表である。いまの政治家に国有林

万何千人の林野庁の職員が自費自費するといふようなことでは言つたのではない。問題はやはり責任者です。長官とかあるいは局長とか署長とかいう責任者であつて、働く多くの林野庁の職員は低賃金で奥の山の中にいて非常に苦しい生活をしてまじめに仕事をしておるのでありますから、私はそういう人たちに今の言葉を申したわけではありせんから、誤解のないようにお願いすると同時に、林野庁は今度民有林協力という方法をしようが、しかしながら、その前に、林野庁に働いていて、特に現場における職員といふものは低賃金でも苦んでおるのでございませうけれども、これについて、現在職員は人いろいろ、給料は幾らぐらゐ、どういふ種類によつて払われているか、そういう点をお尋ねしたい。

○山崎(齊)政府委員 現在いわゆる定員内職員として国有林の仕事に關係してあります職員は約二万四千ないし五千弱の人数になるものであります。それから、いわゆる労働者という形で国有林の仕事に關係してあります職員は、時によつて相当大きい相違があるのであります。大抵七万ないし十一万程度の職員になつておるのであります。○神田委員 それでは一つ詳しい現員と現給の状況等は資料でもつてあとで御提出願ひたいと思ひます。

○山崎(齊)政府委員 それはあとで資料で提出いたしますが、給与についてはここに資料がありますので、簡単に御説明いたしたいと思ひます。三十三年十月における職員の俸給は一万六千九百八十七円、扶養手当千三百六十九円、勤務地手当千六十四円、合計

いたしまして一万九千四百二十円という給与ベースになつておるのであります。

○神田委員 その給与ベースはほかの官庁から比較すると少し下つてゐるやうに見受けられますけれども、これらの職員の年令、学歴構成、そういうものも一緒に資料としてあとで御提出をお願いします。そして、特に奥山で働いておるところの現場の林野庁の職員の待遇といふものに対しては、どう考慮をされていかなうかやならぬ。それと同時に、今度はほかの面においていろいろの懸念がある問題については、待遇は改善する、そしてそのほかの問題についてはきびしくこれをやる、そういう態度をとらなければならぬ。これも週刊読売にもちよつと出ておるやうでございましてけれども、ある温泉場の林野庁の療養所といふ場所、あるいは宿泊所と申しますか、それが非常にぜいたくなもので作られておる、わざわざ木會、秋田から木材を取り寄せ、そして豪華な建物であつて、何かどうも納得がいかなうといふことも言われておるやうであります。週刊読売にもそういうことを私耳にいたしております。そういうところばかりではないで、いろいろな疑念がある。しかしながら、私は、現場における職員が低賃金で、しかも重労働をされておるといふやうな、こういう待遇改善こそまず先決問題でありまして、こういうことにはやはりちゃんとした筋道を通しておくべきぢやなからうか。そういう意味合いにおいて、これらの待遇改善について特段の努力と理解を持たれるやうにお願いするのではありませんが、これについての御答弁を願ひます。

○山崎(齊)政府委員 林野庁の職員の給与ベースは、先ほど申し上げました通り、職員俸給、扶養手当、勤務地手当三つを合計したものでございまして、他の四現業の中で一番低いという状況になつてゐることは、御指摘の通りであります。これを内部的に見ますと、職員俸給におきましては他の四現業の中でも林野庁は必ずしも低くない。また扶養手当につきましても同様で、低くない。ただ、勤務地手当がほかの四現業よりも非常に低いといふところが問題があるのであります。これは、現在公務員に對します給与の体系といふものが都市に偏重されて、そこに勤務地手当が多つくつていふやうな状態に基くものによつて考へておるのであります。一方また、林野庁におきましては、先生の仰せの通り非常に不便なところに生活する職員も大ぜいおるわけでありまして、こういう職員に對しましてはやはり公務員に準じた隔遠地手当といふやうなものを出しておるのであります。こういうものを總体いたしまして、林野庁にいたしまして今後この職員給与の合理的な改善といふ点にはなお一その努力を払ひたいと考へておる次第であります。

有林の払い下げといふようなことにつきまして、長官の御見解をお聞きします。

○山崎(齊)政府委員 開墾適地につきましては、各県の農業委員会が中心になりまして計画を立てまして、県の農地関係、県の林務関係、及び国有林関係は営林局といふものと打ち合せまして、適地基準といふやうなものに従つて、適地基準として解放する、それは本人に直接完るわけでありませんで自作農創設特別措置の特別会計にこれを一括して譲り渡し、その特別会計からさらに個々の農民に對して売り渡すといふ方法をとつて進んでおるのであります。われわれにいたしましては、この適地基準に合致し、しかもそこに営農ができるであろうといふやうに考へられるところに對しましては、そのそれぞれの機關の要請に基きましてそれを解放していくという線で現在も進んでおる状態でありまして、

○神田委員 部落に近いところにある国有林野の民間の利用、あるいは一歩進んで払い下げ、それから開拓、開墾といふやうな問題につきましては、多くの農民が非常に渴望している問題であります。今日耕作反別が非常に僅少でもつて苦んでおる農民でありますから、この点につきましては、一つ抜本的な調査をいたしまして、すみやかにこれらの適地は開拓地として払い下げる方法をとるべきであらう、私はこう思ふのでございまして、それらの努力をお願いしたいと思ひますが、長官のいま一度御答弁をお願いします。

用するを申しますか、いわゆる利用權の設定といふやうな形において利用させておきますものは、国有林野全面積七百五十万町歩に對しまして約二百万町歩という状況になつておるのであります。が、われわれにいたしましては、その共用の程度といふやうなものを今後ますます強化するといふ方向、あるいはまた、先ほどお話のありましたやうに、ほんとうの農地として適当なところはまた農地として未墾地解放の処置をとつていくといふやうな点につきましては、林野庁にいたしまして積極的にその方向に進みたいと思へておる次第であります。今後ますます努力いたしたいと考へております。

○神田委員 次に、木炭対策について簡単に二問御質問申し上げたいと思ひます。御存じのやうに、現在熱資源の変化によりまして木炭生産者は非常に不安な立場に追ひやられておるのでございしますが、これに對しましていゝやうなことを考へておるやうであります。これも必要でございまして、しかし、これ以外に、原木が適正な価格でもつて買入れられないといふところに大きな問題があると思ふのでございまして、これも、この点について長官はどう考へておられますか、お伺ひいたしたい。

○山崎(齊)政府委員 木炭につきましては、出荷調整という考え方に基きまして、四月、五月、六月という農閑期の労力を利用いたしまして生産し、その生産が終る段階は木炭不需要期になるといふことに伴ひまして非常に価格が下るといふことを防止しなければならぬといふやうな見地に立ちまして、

とかできるだけの延期もしていく。国

ておつたのでありますが、**農林漁業金**

の壁を突き破ることができない状態に

中小家畜導入資金のために八千万円の

いたしまして、その振興計画をどう

やつていくかということ、今後の検討の問題としたいというふうに考えております。

○西村(関)委員 ちよつと御参考までに農林当局に申し上げておきたいと思ふのでございますが、私は先年イスラエル共和国を見たのであります。イスラエルは、御承知の通り、地中海沿岸の一部の平野を除きましては全国ほとんど不毛の土地であります。エルサレムの近郊は有名な岩山の不毛の地でありまして、それから南の方は砂漠地帯であります。ガリラヤの周辺は荒れ地の丘陵地帯であります。そういうほとんど全国不毛の地といわれ、イギリスが統治しておりました時代において、イギリスの専門家でさえもさしを投げてしまったような不毛の土地であります。現在のイスラエル共和国が出現いたしましたから、着々開拓計画を成功させて、砂漠が着々緑地化されておる、そういう実情を私は見たのであります。そして、その事業が総合的な国土開発計画に乗って、農業開発が非常な成果を上げておる。その成功のかがはどこにあるかということ、いろいろと調べたのであります。その一つは、やはり開拓者に対する重点的な保護政策というものであるということを知つたのであります。これは、日本の公庫もしくは中金と一緒に合せたようなジュウイシ・エージェンシーというものがあつて、そこから、入植する者に対して、大体米賃にして五千ドルぐらいの多額の金を長期無利子で貸すという制度をとつてゐるのであります。イスラエルは、その国力から言ひ、民度から言ひ、はるかに日本よりは劣つてゐる国であります。

しかも、周辺のアラブ諸国に取り囲まれて、国境地帯はまだ物情騒然たる状態にある。そういうのが日本とは比較にもならないような条件の悪い国であります。しかもこのような重点的な開拓政策をとつてゐる。一例をあげますと、これは条件によつて必ずしも一致しておらず、条件のいいところと悪いところはやはり区別をしてゐるのでありますけれども、利子などは三分以下の利子で、大体三十年年賦で貸しておるという実情でございます。そういうようなことから、しかも生産協同組合組織をもつて協同組合村が二百も三百もできておる。こういうやり方を見て参りました私といつたしましては、それと引き比べて、すでに入植以來十二年にもなります今日の開拓農民の実情を見ますと、これは非常な意気に燃えて入つていつた開拓者を全く見殺しにしてしまふような政策であると言つても過言でない。それは当局においていろいろな予算のワケに縛られるという点もございまして、けれども、そういう点もございまして、べつと非常な見方があるというところを私は率直に申し上げなければならぬのであります。それらの点につきましても、今局長は振興計画に基いてやるといふようなお答えでございまして、これは災害資金に關して五カ年のものを十年年賦によつて払わせるという点も含まれておるようでございますけれども、そのくらいなことではとうてい今日の開拓民の窮状は救ふことはできないと思ふのであります。これに対する助成金並びに貸付金等をもつと重点的に今後において期待するといふことが、これはただにこれ

だけの開拓民を救ふということだけでなしに、三浦農政の生産基盤の整備拡充という基本政策を貫く上から言つても大事な点だと思ふのであります。事実、打ち出しておられる政策は、りっぱな点けれども、ほとんどこれに見合ふところの予算が出されてゐないといふところに、私は大きな不満を感じざるを得ないのであります。これに對してもう一度局長のお考えを伺いたいと思ひます。

○伊東政府委員 御質問の点、拝聴いたしました。日本の開拓におきましては、今後の問題と過去の問題は分けて考える必要があると思ふのでございまして。今後の問題につきましては、過去の轍を踏みませんように、大体新規入植等につきましては、機械開墾地区でありますとか、あるいは基本営農計画を立てました地区でありますとか、これはある程度建設事業も十分に並行しまして、入つてから手で開墾していくという形ではなく、入る人につきましてもある程度自己の資金も持つてゐるという点も考慮をしまして、過去の轍を踏まぬように、今後の問題は十分注意したいと思ひます。過去の戦後の開拓につきましては、確かに私も先生のおっしゃいましたようなこととがあると思つております。これは、資金の点だけを先生お話しでありましたが、実は建設工事自身が非常にまにあつておる。ただ入れるといふような格好、これはそのときの社会情勢、経済情勢で仕方なかつた点もあるものでございますが、建設工事がかなりおくれおるといふことも実は開拓地の不振の一つの大きな原因であらうと思つております。でありますので、資

金の点ももちろんでございますが、私は、過去に入つた人については、非常におくれおるといふ建設工事につきましても、これはなるべく重点的に取り上げていくというふうな考え方からいたしまして、来年度につきましては、実は開拓予算の全部のふえ方以上に不振地区につきまして重点を置いたつもりでございます。今後ともそういう態度で進みたいと思ひます。

それで、われわれといつたしましては、新規入植につきましては、先ほど申し上げましたような非常に限定された地区になりますので、こしはあくはそう大きな新規入植ということを考えず、最重要的な問題として、過去に終戦後から入りました大部分の開拓者の不振地区、これの対策にしばらくの間は重点を注いでいきたいというふうに考えております。

○西村(関)委員 建設の面にも力を注いでいきたいというお話でございまして、それはまことにけっこうだと思ふのでございます。開拓地の実情から申しまして、いわゆる開拓道といふものが近く村道なり町道に編入されるといふような事態になつておるが、しかし、この開拓道がほとんど道路の体裁をなしていない。橋梁は木橋のほろほろの状態でありまして、これを村や町当局が引き受けたならば、莫大な額の補修に要する予算を引き受けなければならぬといふことでありまして、これは悩みの種になつておる。頭痛の種になつておる。ところが、出先の農林省の方ではそういうふうなことはあまり取り上げない。むしろ、そういうことになる、どうもそういう橋梁や道路の工事の十分な監督がでなかつたといふようなことで上からしかられるといふような点もあるんじゃないかと思ひますけれども、それを十分取り上げてくれない。ただ一片の法律によつて村もしくは町に移管するというような措置をとつておるようでありまして、こういうことでは地元の福祉を阻害する面が非常に大きいと思ふのであります。今の建設事業に力を入れると言われまして局長のお言葉に對して、こういう実情を御承知であるかどうか、またこういう実情に對して何らかの特別な措置を講ぜられるというお考えがあるかどうか、その点もお伺ひいたしたいと思ひます。

○伊東政府委員 開拓道路の御質問でございまして、今先生のおっしゃいますように、開拓道路につきましては、特に最近の事情から開拓地が酪農経営等を非常にに行つてゐる、これを市乳として出します場合には交通手段が非常に重要性を持つております。過去にやりました開拓地の中で、実はまだ道路が十分ついておらぬといふようなところもございまして、来年度の予算におきましては、開拓道路につきましても、建設工事が終了しました地区につきまして、いわゆる開拓道改良といふ予算上の名前は使つておりますが、さらに開拓道路の補助金も出して一応よくしていくというように、予算も実は十分とは言えませんが計上いたしております。来年度は開拓地改良の予算の初年度であります。今後ともその点につきましては重点を置いてやつていきたいといふふうに考えております。

○西村(関)委員 今私の質問いたしましたのは、開拓道路の荒れ果てておる、また開拓橋梁の腐朽しておる、そ

ういものをもそのまゝ町や村に移管するといふことに對して、これをよくしてから移管するといふような措置をとられるかどうか、そういうことを伺つておるのです。

○伊東政府委員 予算でも、開拓地改良とあわせて、道路補修という予算を、全国で五千万くらいでございしますが、これはすでに建設事業も終つた地区でございしますが、その地区の道路を補修していく、そしてそのあとで移管するといふような形で、五千万でございしますが予算は一応計上してございます。

○西村(関)委員 その五千万という金は、全国の開拓地の荒廃している道路、腐朽しているところの橋梁がどのくらいあつて、それに対して何パーセントくらい適用される見込みでございしますか。

○伊東政府委員 今御質問のパーセンテージは、私ちよつと忘れたのでございしますが、これを算出した基礎は、今振興計画をとり、われわれの方といたしまして開拓地の特別不振地区を全国で千百万所ばかりとつております。これにつきまして、その地区について事業をやれば振興計画が達成できるかどうかという経営診断を実は三十三年度まで過去三年についてやりまして、資金面でめんどろを見れば解決するもの、それから、いわゆる行政措置と言つておりますが、これは、さらに今申し上げましたような道路をつけますとかいうような、あるいは道路を補修するといふようなことをやつて初めて不振地区から脱却していくといふような地区を選別いたしまして、そういう行政措置を要するものの中から各地区を積み上げて拾ひ出して予算の積

算の基礎にして要求したのであります。私、今パーセンテージを失念いたしました。これは後刻調べて御報告いたしたいと思ひます。

○西村(関)委員 そういふことの調査はすでに農林省でできており、そのことを積算の基礎として予算を要求せられた、というのが、それでもつて一応道路の補修あるいは橋梁の補修がほほできるというお見込みなんですか。

○伊東政府委員 今申し上げました金額は来年度一年でございしますので、われわれといたしましては、一年でこの不振地区解消といふことは無理でございします。実は、この前の委員会でもお答えしたのでございしますが、不振地区全部の建設事業の完了は何年くらいかかるかという御質問があつたのであります。国営等につきましては建設事業で大体五年くらいかかるではなからうか、いわゆる代行開墾と言つておりますが、これについては七年くらいで全部完了するといふ目途でわれわれはこれから考へるつもりであります。

○西村(関)委員 そのような計画が完成するまで開拓道なりその橋梁を村もしくは町に移管するといふことはなさらないというお考えでございしますか。

○伊東政府委員 これは市町村当局との話し合ひもございしますが、われわれとしましては、市町村道の規格というものが一応ございしますので、その規格までは何とか作りまして、その上で移管していきたいといふふうなつもりであります。

○吉川(久)委員長代理 本会議が開かれますので、本会議散会後再開いたしますこととし、暫時休憩いたします。

午後三時二十五分休憩

午後三時五十八分開議

○吉川(久)委員長代理 これより再開いたします。

休憩前に引き続き開拓融資保証法の一部を改正する法律案及び森林開発公団法の一部を改正する法律案の両案に対する質疑を続行いたします。西村(関)君。

○西村(関)委員 農地局長にお尋ねをいたしますが、先ほどの私の質問に引き続きまして、開拓者の問題であります。政府におかれましては、開拓地の立地条件等の相違によりまして非常にいいところと悪いところができておることは言ひまでもありませんが、立地条件の悪いところに対しては、特別にその償還期間を延ばすとか、あるいは利子を引き下げるとか、あるいはまた何らかの便法を講じて、こういう不均衡を是正していくようなお考えをお持ちになれるかどうか。また、先ほどお話のございました振興計画に基いて非常に進んでいるところと、おくれているところと、いろいろあるようでございますが、そういうことについて調査の資料ができておりますかどうか。この点を一つお伺ひいたしたいと思ひます。

○伊東政府委員 立地条件の優劣で借りております資金の償還について手心を加えるかどうかという御質問でございしますが、私も今考えておりますのは、立地条件そのものからずばりと出て参りましたという問題ではございませんで、立地条件という言葉も非常にむづかしい言葉でございしますが、われわれ今考へております履行延期と

いうような問題は、立地条件という形でなくて、今の開拓者の経営の状態がどうであるかという面から見まして、この前の委員会でも御答弁いたしましたのでございしますが、国の債権の管理法という法律がございしますが、これはたとえ生活扶助の基準の一・四倍の範囲以下であれば履行延期するとか、いろいろな基準を作つたのでございしますが、これは、立地条件という考え方でなくて、一個々々の経営形態として見まして、その経営の内容がどうであるかといふことを基準として、履行延期をするか否かというふうなことで国の債権については考へております。

○西村(関)委員 そういたしますと、それは、その地区々々によつて考慮するといふのじゃなくて、たとえばA地区ならA地区でも、特に経営の悪いところに対して考慮する、全般的にA地区ならA地区全体を考慮するといふこととでなしに、個々の農家を対象として考慮する、こういうお考えなんですか。

○伊東政府委員 御質問の通りでございまして、個々の農家の経営を見まして、個々の農家対象で今の履行延期といふことを考へて参ります。

○西村(関)委員 個々の農家に対する調査というものは、すでにでき上つて農林省の方において集約ができておるのでございしますか。

○伊東政府委員 御質問でございしますが、今の点は、振興法に基きまして個々の農家が改善計画を作りまして、それをものにした振興計画が上つてきているものについてはございします。また、それが出て参つておりますのは、今振興を要する農家十万户と考へ

られます中で、七万七千戸ばかりは出てきております。これについては個々の農家別に出されていくわけでございますが、あと考えられます二万数千戸のものは、これは提出期限であります。それで内容の精査ができるわけでありまして。

○西村(関)委員 その七万数千戸につきまして検討を加へられました結果、そのうちのどれだけが従来のままでもやつていけるかといふふうな状態にあるのか、あるいはそのうちのどれだけのものが特別な措置をしなければならぬといふものなのか、あるいはまたその中間くらいのものであるか、その割合はどんなものでございしますか。

○伊東政府委員 今の割合でどのくらい出ているかという御質問でございしますが、実は、今出ております農家が、これは何らかの対策を要するといふ農家なんぞでございします。その場合に、われわれはその農家を対象として特別会計の中では振興資金を貸し付けるといふことを考へていたのでございしますが、その農家の中でさらに幾らの農家が履行延期を必要とするかといふふうなところは、実はまだ十分調査ができておりません。これにつきましては、財務局、それから農地事務局等におきまして、一定の基準に基きまして、個々の農家について、これは履行延期をするか否かといふことをとつていくわけでございますが、現在のところは、出ておりますものについて何パーセントが履行延期をする必要があるかといふようなところまでの調査は実はできておりません。ただし、今まで履行延期しましたのは、大体一

億七千万は履行延期をしたのでありますが、おそらく、そういうものが出てくれば、われわれの推定では、三十三年度中にもさらに六、七億程度のは履行延期できるのではないかと想定はいたしておりますが、先生の御つしやいます何十パーセントまでそれでは履行延期する必要があるかというところまではまだ調査はできておりません。

○西村(関)委員 七割七分の残りの二割三分といいますが、その中からも再建を要する農家があると考えてよろしいのですか。その点出てないのはどういふ理由で出てないのか。いろいろな事情があると思いますが、まだまだ出てくるというふうにとつてよいのですか。その点どうですか。

○伊東政府委員 開拓農家の総数は大体十五万戸弱であります。十五万戸のうち、申しました十萬戸くらいは、今の計画を作つて出してくるだろうというふうにはわれわれは考えておるわけでありまして、そのうち現実に果まで上つてきておるのは約七万七千でありまして、あとの二万三千は、提出期限が一応三月三十一日まででありますので、これまでは当然出てくるというふうにはわれわれは考えております。

○西村(関)委員 今局長の言われました、履行延期がどのくらい出るかというところがまだはつきりとした結論は出ておらないということでありましたから、その結論が出ましたならばぜひ一つ資料を出していただきたいと思ひます。その点よろしゅうございませうか。

○伊東政府委員 できるだけ早く調査いたしまして資料として出したいと思ひます。

○西村(関)委員 その再建を要する開拓農家の調査がそういう状態で進められておるといふことでございしますが、開拓行政全般について、今までの業績から見て、この点を一変えなければならぬ、あるいはこの点を一つ重点的にやらなければならぬというような点について、農林省の方においては何かのそういう特別な調査機関を作るといふようなお考えはおありかどうか、その点も伺いたいと思ひます。

○伊東政府委員 御質問が、行政をやる上において何か特別な機関等を作る必要があるかという御質問でございしますが、われわれ今やっております者からいたしまして、さらに新たに特別な機関を作りまして開拓行政を推進していくという点については、実は考えておりません。実は、中央におきましては、特別に審議会、調査会とは銘打っておりませんが、開拓者の関係の方、あるいは金融機関の人々と定例的な懇談会を持つて、実質的な運営はかつていくというふうなことも実はやっております。そのほか、県の営農指導員その他を動員しましてやつておりますが、われわれの考え方としては、この県の営農指導員等につきまして、もう少し人員を充実いたしまして、——現在七百三十人くらいと思ひましたが、この人員をもう少し充実いたしまして、個々の開拓者なりあるいは開拓農協関係の指導者なりというふうにしたと思つておりますが、現在のところは特別な機関を考へましてどうというところまでは考へておりません。

○西村(関)委員 国会におきましても、開拓農民の問題、開拓行政の問題

については特別な調査機関を設けてやらなければならぬというふうに考へるのであります。しかし、農林当局におかれましても、先ほどから神田委員も質問され、私も質問して参りましたように、十分に成果が上つていないというところは農林当局も認めておられるところであるし、しかも、この十五万からの開拓農家の問題は、先ほど来申し上げて参りましたように非常に重要な問題である。この点については、今の履行を延期するといふような措置を講ぜられるといふこともさることながら、全般的にこの開拓農家の問題を取ら上げて、どこに今日の不振の原因があるかといふことを十分に引きわめて、抜本的なしかも重点的な施策を行われるように希望いたしまして、この点に關する私の質問は終りたいと思ひます。

次に、森林開発公団法の一部を改正する法律案に關連をいたしまして、林野庁長官にお伺いしておきます。

林業奨励の面につきまして、関連林道事業でございしますが、先ほどの神田委員の質問の中にもございしましたが、この林道を敷設する場合に一定の採択基準を持つておられるといふことであるが、その点も伺いたいと思ひます。

○山崎(齊)政府委員 この採択基準につきましては、その林道を開設することによりまして利用区域となり、面積が一町歩以上であること、それから、その民有林の蓄積が、用材林に考へましては一町歩当り四百二十石、薪炭林におきましては一町歩当り二百石以上という制限を採択基準で置く考へてあります。

○西村(関)委員 そのうち国有林と民有林の比率の問題も、あわせてお伺いいたしまして。

○山崎(齊)政府委員 この一千町歩以上の面積のうちで、国有林が三〇%以上、その場合には民有林は七〇%以下になるわけでありまして、また、民有林が三〇%で国有林が七〇%、その逆も両方一つ考へていきたいと思つております。

○西村(関)委員 そのような採択基準によりまして、この関連林道事業の適用を受けます地区の選定について法でなされるお考えでございませうか。

○山崎(齊)政府委員 民有林及び国有林の両者につきまして、昭和二十九年におきまして、全国のそれらの森林についての林道網計画というものを、県及び管轄局でそれぞれ立案されておるのであります。第一点として、その林道の計画の仕様に基きまして、先ほど申し上げました選定基準をもととして候補の路線を選定するという方法を林野庁においてとるわけでありまして、その候補路線につきまして、さらに厳密に、先ほど申し上げましたような基準に合致するかどうかというところを、県並びに管轄局でさらに精査いたし、その結果に基きまして実行すべき路線を林野庁で決定いたしました。政令にそれ載せるという手続をとることといたします。

○西村(関)委員 林道網計画というものが昭和二十九年度にでき上つておりますね。この林道網計画に従つて、本省で立てたものを県及び管轄局で検討をする、そしてそれをまたもう一度本省の方で、林野庁で最後の決定をする

る、こういうことでございませうね。それで、そういうようなことが、この法案が通りますならば即座にできるような態勢になつておられるのかどうか、その点も一つ伺つておきたいと思ひます。

○山崎(齊)政府委員 その点につきましては、先ほどの計画に従ひまして四十路線ばかりを候補路線に選びまして、現在管轄局並びに県で調査をさせておるわけでありまして、この法案が通りました段階におきましては、すぐ必要な措置がとれるというふうな考へておる次第であります。なお四十路線全部について検討が困難な場合は、そのうちの一部につきまして、検討を終つたものにつきまして決定をしていきたいというふうな考へております。

○西村(関)委員 その四十路線というものが、私もいたしたこの書類の中に出ておるようですが、それを見ますと、非常に地域的に偏つておる。これはやはり、採択基準というものの質問いたしましたように、中小森林業者に対してこのような恩恵が及ばないうらみがあるというふうな思ひます。予算のワケがあることではございませうけれども、むしろ採択基準を一千町歩というのを五百町歩くらいに下げた方が、そうして実際に必要だと思はれるようなところを重点的に選ばれた方がよいのではないかと思はれるような感じもするのでありますが、この点に対して長官の考へを伺いたいと思ひます。

○山崎(齊)政府委員 この関連林道の問題を取り上げました場合に、先ほど申し上げましたような一千町歩という

ような基準でいくべきか、あるいはまた五百町歩というふうな下げた基準でいくべきかという点も、種々検討したのでありますが、要するに、林道を開設しました場合に、それを利用して開墾できます面積が大きいということが、やはり林道開設を行います場合の優先度というふうに考えられるわけでありまして、まず、われわれとしましては、第一段階としてこの一千町歩という大きい団地を対象にしてこの事業を行います、その次の段階におきまして、さらに五百町歩とかあるいはそれ以下の利用区域のものまで、こういう考え方でやるかどうかという点をその間に検討したいという考え方で、一千町歩という線にした次第であります。

○西村(関)委員 一応この一千町歩と言われた理由は納得がいけないわけではないのでございしますが、予定されておられます四十路線の地区を見ますと、中小山主よりは、非常に大きな何千町歩というふうなものを一人で持っているような山主の多い地区に偏しておるといふような感じを受けるのであります。一応この利用区域が一千町歩であるということでありまして、その中に幾つかの中小山主が含まれておって、一人でその恩恵を受けるというふうなことがないよう、自力でも林道を作ることのできるような大きな山主のためにこの法律が恩恵を与えるというふうなことでなしに、実際に奥地の資源を開発するということで、それは国の資源も一般民有の資源もともどもではあります、その場合に一人二人の大山主の利益を守るといふ結果にならないように、そこに三つ四つ五

つと幾つかの一千町歩の中の三〇%もしくは七〇%の民有林の所在いたしました場合には、それがただ一人の山主の利益にならないという点に對しても特別な配慮を払う必要があると思ふのでございしますが、そういう点に對する長官の考えを承わりたいと思ひます。

○山崎(青)政府委員 先生のお説と私たちも同様の考え方でありまして、特定の山主のためにこの制度が利用されるようなことは避けなければならぬというふうに考えておる次第であります。現に、森林開発公団が実施しております熊野、剣山の今までの林道におきましても、三十一路線で、その間の受益者が二千二百名にも達しておるといふ状況にあるのでありまして、その路線と比較いたしますと、この考えております開墾林道はさらに関係の所有者が細分されておるといふふうに考えておる次第であります。

○西村(関)委員 その点をなおよく長官におかれましては今後の決定の場合には十分に御考慮を下さることを希望いたします、私の質問を終わりたいと思ひます。

○吉川(久)委員長代理 角屋堅次郎君。○角屋委員 私は、神田委員並びに西村委員の質問に引き続きまして、ただいま議題になつております開拓融資保証法の一部を改正する法律案並びに森林開発公団法の一部を改正する法律案のうちで、まず前者の開拓融資保証法の一部を改正する法律案に關連して若干御質問を申し上げたいと思ひます。

すでに、開拓政策の問題につきましては、本委員会におきましても総括質

問の際にそれぞれの関係委員から触れられた問題でございします。しかし、率直に申しまして、戦後十五万戸近くの入植者が入つてゐるわけでございしますが、ややともいたしなす、既入植者の安定対策というところに目を奪われまして、積極的なこれからの新規入植という面については相当に後退をしておることはいふまでもない事実であらうと考えるわけでございします。申し上げるまでもなく、今後の農政の舞台における開拓政策の位置づけということ、は、どれだけ高く評価をしても過ぎることにはなからうと私は思ひます。敗戦の結果四つの島に九千二百万といふ人口がそれぞれ生活の場を得てお互いに生活していかなければならぬといふ苦しい悪条件にある以上は、やはり、農業政策の一環としての今後の積極的な開拓政策の推進について、いわゆる戦後の既入植の問題の今日における安定対策ということももちろん重要ではございしますが、同時にそれと並行して積極的に考えなければならぬ時期にあると私は思ひます。そういう点で農業基本法の問題等とも関連をいたします

が、今度農林水産の問題についての調査会を作らうということ、私どもは、この調査会については、やはり政府の基本的な方針を明らかにして、そして二年かかつてじっくりやるならや、こゝういふ方針でなければならぬといふ考え方を持っておりますが、いづれにいたしましても、そういう農林漁業の基本問題を討議する過程の中においてもやはり農政の一つの重要な問題として開拓問題というものが論ぜられることだと思ひます。そこで、今日十分に開拓政策の問題を論じて、今当

面のところは既入植者の安定対策といふことでいくにいたしましても、その結論の出る段階には本格的な積極的な開拓政策にすべり出し得る準備といふものを今からやる必要があるのではないかと、かように考えるわけでございします。

御承知のように、昭和三十三年の入植戸数は二千五百、新しい昭和三十四年度においてはこれが一步後退をいたしました千七百戸ということに相なつてゐるわけであります。そこで、国の開拓政策として積極的に開拓政策をやるといふことになれば、やはり少くとも年間計画一萬以下の入植戸数でもつて開拓政策を積極的にやるといふようなことを言つてみたところで、これは単にかけ声にすぎないといふことに相ならうと思ひます。そういう面では既入植者の安定対策の問題を論ずる前に、これからの積極的な開拓政策といふものについてどういふ考え方で臨もうとされているかという点をまず政務次官からお伺ひしたいと思ひます。

○石坂政府委員 戦後の日本の問題として、たゞいま御指摘になりましたような、四つの島に九千万に近い人が棲息している、この点からいたしまして、結局のところ、人口、食糧の問題といふものはせんじ詰めることすべての問題の根本の問題だと考えているのであります。従ひまして、開拓政策といふこともきわめて重要な問題となつて参りますが、一面におきまして、終戦後とありえず海外から引き揚げて参りました人たちが、復員軍人等に急遽緊急に土地を与え職を与える必要がありましてために、御承知の通りの緊急開拓が行われたのであります、これは、

入植を急ぎました結果、その後設定された開拓、ことにパイロット・ファーム等の実情と比較いたしますと非常に隔たりがあるのであります。私も若干現地を見て参りましたが、戦後の緊急開拓の人たちはまことに気の毒な現状にございします、これに對しましては、今日のその當農を安定させ、開拓者の生活を安定させるといふ点におきまして、現在の法制の許す限りにおいて、またあらゆる施策を集中いたしましてその安定をはからなければならぬと思ひまして、このために進んでおるのであります。

この後の入植計画をどうするかという問題であります、これは、一面、国内の入植の問題と海外移住の問題とを関連いたしまして、今この具體的の問題につきましては検討をいたしております。

○角屋委員 農地局長にお伺ひをしたのであります。これはすでにいろいろなデータもあるわけでございしますけれども、今後開拓をやる場合の、現在までの科学的な調査の基礎の上に立つて見通し得る開墾可能面積、そして最近採用されております新営農類型でそれぞれ適用した場合に合計として入り得る入植者の戸数、こゝういふものについて概算お伺ひをしたいと思ひます。

○伊東政府委員 今後の開墾につきまして面積の問題でございしますが、御承知のように、新長期経済計画をやります、今後国土の開発をやつていく場合にどのくらいの開拓を考えたらいいかというのをやつたわけでございします。これにつきましては、三十七年度まででございしますが、開墾と干拓を合せましてたしか二十八万町歩ぐらいのも

のを開墾していこうということで、これは計画そのものには載っておりませんが、そういうものをバック・データとして実は計画を作りました。農林省におきましては、その後三十七年度からもう少し長期な観点に立つて考えようではないかということで考えました。場合には百五十万町歩、ヘクタールで申しますと百五十万ヘクタールくらいのもので開墾可能ではなからうか、そのうち三十七年までに今申し上げました二十八万ヘクタールくらいの開墾をする、昭和五十年までには百五十万ヘクタールくらいまで開墾いたしまして、米については少くとも昭和五十年までには自給の域に達するというような計画を案は作つたわけでございます。ただ、入植戸数につきましては、これは何戸というところを実はその計画にも考へてはおりません。戸数の問題は、先ほど政務次官からも御答弁がございまして、過去の開拓の場合には、たとえは満州でありましたかあるいは樺太の引き揚げで何万戸の人が待機をしていて、これが職がないというふうなことがありまして、何戸という戸数を重点に置きまして何戸入れていくということを考えてございまして、今後

の開拓の問題としましては、私も土地をなるべく高度利用していくという見地に立ちまして、無理に一年何万戸というような戸数の方からは参りませんで、一つ土地の高度利用ということを考えてよいやないかという点と、それから、もう一点は、長期経済計画にもございまして、毎年一万五千町歩という農地転用の面積を案は考へております。これはそれだけ農地が減るということを一応計画のバック・

データとして持つておりますので、これに對しまして、農地の絶対量が減つていくというところは避けなければいかぬという見地からしまして、われわれとしましては毎年五十万町歩程度のものを作りたいというふうには考へておりますが、実はなかなかそこまでいかぬのでございまして、耕地は維持だけじゃなくて拡張していくのだという見地から案はものを考へております。結論的に申し上げますと、五十年の計画では百五十万町歩ということ前提にしております。

策の問題について御答弁は、まことに自信のない態度でございまして、率直に言つて、これが今日のこれからの開拓政策を進める政府あるいは農林省の気持の現状だと私は思ふ。申し上げるまでもなく、開拓の問題は、自然の改造をやらうという大きな構想になるわけでございます。与えられた国土の条件の中でどういふふうに農耕地として開拓をやつていくか、どこまで伸ばし得るか、そして、そういう場合に、やはりそれと関連をして、入植させる人々の問題についても、あるいは入植させてからの営農の問題についても、それぞれがのちのちの体制を作つてやらなければ、終戦後今日までなめてきた開拓政策の欠陥というものを、今後進める場合にも再びなめなければならぬという結果に相なるのではないかと私は思ふ。道路等については道路五

策の計画というものを立てて、それに見合つたところの開拓政策の推進の態勢というものを作つて、そして政府の予算その他の点の作戦にもしていただくが、私はやはり農林省の考え方だけではならぬのじゃないか、こう思うわけですけれども、今のうちに、農地局長直接責任の衝にあらまことに自信のない態度では、いかかと思ふ。そういう点で最近の入植戸数の後退等も私はうなずけるわけでございますけれども、しかし、先ほど申し上げましたように、農林水産関係の基本問題の調査を今後二カ年間でやらう、こういう中では、開拓の問題は農政のきわめて重大な問題として出てくる。そこにやはり積極的に農林省自身のプランを出して、そして少くとも二年後には開拓政策というものが重要な政策として実際の作戦に乗つていく、こういう熱意を持つてやるべきじゃないかと思ふのですが、もう一度農地局長の考え方を伺いたい。

○伊東政府委員 先生の御意見でございますが、私は開墾につきましてはある程度情熱を持つてやつていきたいと思つております。過去の開拓のような、十分建設工事を行つた人だだけを入れていくという形の開拓の結果が、実は私は現在の姿を来したといふふうに考へておりますので、今後の開拓につきましては、よく言われます機械開墾でございまして、あるいは基本官農類型を作つたモデル地区とか、そういうような地区を重点的に考へまして、今後入つてくる人につきましては過去の失敗を繰り返さないようにといふようなことでやつていきたいと思つております。先ほど申し上げま

した面積も、実は、過去十カ年を振り返つてみまして、大体入植者関係で開墾をいたしましたのは三十万町歩でございます。長期経済計画では五十万町歩で千拓地も入れました約二十八万町歩くらいのもので開拓したいという計画をいたしておりますので、過去の実績から見まして、私はこの面積自身はそう小さいものじゃない、この長期経済計画のバック・データを實現するに

つきましては相当の努力を要するいわゆる開拓面積であるといふふうに考へております。今後とも私は積極的にこの開拓の問題、既入植者の安定対策といふことにつきましてはやつていきたいといふふうに考へております。

○角屋委員 私は今農地局長の今後の開拓政策の問題で面積の大小でもつて積極、消極を言つたのではないわけでございますが、御承知の、戦前に満州等に百万戸、五百万移民、こういうふうなものを計画しました際に、私どもは満州にあつてその計画の推進の第一線をやつたわけでございますけれども、国内においてもあるいは出先においてもやはり相当整備した体制で開拓政策を進めたことは御承知のところだろうと思ふ。国内で相当大規模な、しかも自然改造を伴うところの開拓政策を本腰を入れてやらうということになつた場合には、やはりこれは過去の終戦後の開拓政策の欠陥、経験というものを十分に生かした上立つて緻密な科学的な計画を立てなければならぬ。そういう面から見ると、きわめてずさんな考え方であり答弁である、こういう意味で申し上げたわけでございますが、本日の議題は当面の既入植者の安定に

関した問題が多々ございまして、問題をさらに既入植者の安定対策と関連さして話を進めて参りたいと考へております。

そこで、まず農地局長にお伺いをしたいわけでございますが、私どものいたしております資料に、開拓官農の概況といたしまして、終戦後の開拓の実績の問題について、入植戸数以下データが出ておるわけでございます。現在入植戸数は昭和三十一年度末において十四万六千六百、開墾面積は三十一万二千六百町歩、家畜保有頭数が十八万七千頭、さらに主要食糧生産の問題についても四十万四千トン、開拓地におけるところの生産総額が三百七十八億六千六千六千、開拓者の負債額が二百三十七億三千万、この負債額の問題については、さらにこのほかにいわゆる個人負債あるいは官農振興資金等の負債総額が七十二億八千万、こういうふうな一つのデータが出ておるわけでございます。そこで、このデータのうちで、まず開拓に投じた累年予算額の問題について、これの大体的な予算の支出、その内容、これを簡単に伺いたい。

○伊東政府委員 今お述べになりました開拓に投じた累年予算額は八百十八億六千万でございます。内訳は、開拓が六百二億七千万、千拓が二百十五億九千万でございます。

それで、開拓の方を申し上げますと、ここで集計いたしました内容でございますが、開拓の方は、御承知のように、いわゆる開拓計画費、それから一番大きいのは開墾建設事業でござい

ます。今申し上げました建設事業は、

が七億八千万、二十四年度が八億七百

われておりませんで二億一千万、それ

中で、一つの問題として、終戦後のあ

は民間のいろんな融資資金、こういう

糊塗しよう、こういう考え方のよるに

従来の質問の中でも承わつておるわけ
でございますけれども、しかし、そう
いうことでもって、今日の開拓者の窮
状といふのが救済できるかどうか、
こういうことになるかと、私は答へは明
らかであらうと思ふ。積極的な開拓政
策を進めるのは当然押えて既入植者の
安定対策といふものをこれから本腰を
入れてやるんだ、こういう政府の方針
であるならば、それに見合つたやはり
力強い安定対策といふものが出なけれ
ばならぬと思ふ。そういう観点から
いたしますならば、最も大きな比重
を占めております、全体の開拓者負債
額のうちのほとんど半分を占めており
ますところの政府融資資金について、
やはり長期にわたる返済計画でもって
措置をするような方を当面当然講ず
べきじゃないかと思ふのですが、この
点について政務次官から見解を承わり
たいと思ひます。

○石坂政府委員 既入植者の安定対
策を講ぜなければならぬという先ほ
からの再々の御意見は、全くごもつと
もであります。しかるに、既入植者の
一番重荷は、従来の負債が相当増高し
ておること、従つてこの負債整
理をいかにするかという問題でござい
ますが、角屋委員の御意見では、相当
政府資金を長期に借りかへさせて、し
かもその間無利息にするといふことの
御主張でありますけれども、他の政府
資金の運用なりあるいは政府資金の利
息等の観点から、そうできればそれに
越したことはないのではありませんけ
れども、現在直ちにさような方策を実施
するといふことには、まだなかなか難
点があるであらうと思ひます。
他の政府資金の融通なり運用等の関

係につきましては、なお農地局長から
その点補充して説明させます。

○伊東政府委員 今政務次官から御答
弁がありました通りでございますが、
これを一括借りかへをして長期に据え
置く、そしてさらに新しい投資をし
ていくという考え方でございしますが、
実はこれにつきましては何回も御答弁
いたしておりますが、われわれとしま
しては、振興計画を今やつておる最中
でございますので、その結果を待ちま
していろいろと検討をして、その上で
どうするかという結論を出したい、検
討をいたしたいと思つております。た
だ、三十四年度につきましては、政府
資金につきましては、これは償還期限
にきておりますものを、大体三〇〇程
度が返るであらうという前提で
予算を組んだわけでございます。借り
ました金を返さぬでいいというよう
な思想が出てきますことは、今後の資金
を貸し付けて参ります点では非常に
おそれる点でございますが、われわれ
としましては、大体返せる人は三割く
らひはあるんじゃないか、それが
実情に合う予算ではなからうかとい
うことを考へまして、昨年度は七割ぐ
らひは返るであらうという前提の予算を
組んだのでございしますが、三十四年度
はそれを三〇〇というふうに率を下げ
まして、実情に合はして実は予算を組
んだつもりでございます。それ以降の
問題につきましては、これは振興計画
とにらみ合せて、どういふふうに
するかといふことをもう少し検討いた
したいと思つております。

○角屋委員 政務次官並びに農地局長
の御答弁は従来の考え方を一歩も出て
いないわけでございます。開拓の既入

植者の安定対策の問題については、過
去本委員会においてもいろいろ真剣な
討議が重ねられて、その時期その
時期における必要な立法措置等も講ぜ
られて今日に至つておるわけござい
ますけれども、しかし、今日の段階で
顧みて考えますと、やはり、
もつと抜本的な対策といふものを講じ
ておけば、実際には合計としての金は
少くとも既入植者の安定はもつと促進
をしたのではないかと、こういうことも
私も反省する必要があるであらうと
思ふ。そこで、今の政府資金の一括借
りかへあるいは一定期間の無利子、こ
ういふふうな温情ある措置等について
も、何かその点についてまだ踏み切れ
ないというお気持ちのようございま
すけれども、今日の段階で既入植者の安
定対策にまず本腰を入れるんだとい
うことが政府の方針であるならば、最
小限のことだけは打ち出したらどう
かというふうに私は考へるわけござ
います。もちろん、開拓そのものは戦
後国策として推進をされて参りまし
て、いわゆる既入植者の安定の問題に
ついてはいろいろ手を打つべき問題は
多々あると思ひますけれども、開拓
者に国策なるがゆゑにといふことで
べて政府に依存をするという気持ち
があるとするならば、これは私は私
をしなければならぬだらうと思ふ。少
くとも今後積極的に開拓政策を進めよ
うといふ場合の先驅者として、いわゆ
る終戦後入つた人々はその先驅者とし
ての矜持を持つて、最小限政府とし
ての手を打つてもらいたい点については緊
急に手を打つてもらひ、その他の問題
については自分みずからの手でも開
拓政策を進めていく、私はこういう気

持がなければならぬと思ひますけれど
も、そういう前提に立つて考えます場
合においても、今やはり負債のうちの
最も大きな比重を占めておる、しかも
直接政府の融資である百五十三億円、こ
の政府資金についてはやはりもつとゆ
るやかな温情ある措置によつて措置を
する、こういうことが私は当面緊急の
措置として必要であるといふふうに考
へるわけですが、こういう点につい
て、依然として前進できない考え方に
立つておられるのかどうか、政務次官
からも一度御答弁を願ひたいと思ひ
ます。

○石坂政府委員 重ねての御質問で
ございますが、既入植者の安定対策を講
ぜねばならぬといふこの点については
異存はないのであります。ただ、しか
しながら、国家財政の關係から申し
まして、他の政府の融資の点から申し
まして、さればと申しまして、長期
に切りかへることはとにかくいたし
まい、その間無利息の融資をする
かどうかに御指摘でありまして、
その点につきましては、農地局長から
も申し上げましたような趣旨で、私
ども直ちにこれを踏み切るといふこと
には決断いたしかねておるのが現状で
ございます。

○角屋委員 ただいまの点につきま
しては自民党の党内の關係委員会にお
いてもいろいろ真剣に論議をされてお
るようであります。私も開拓政策
のうちに既入植者の安定対策の一環と
してこの問題が最小限必要であるとい
う前提に立つておられますので、この問
題は今後とも十分検討していくとい
う前提に立つて、一応この問題につ

は打ち切りをいたしたいと思ひます。
先ほど触れました経営面積の広狭と
いう点と関連をいたしまして、農地
局長が言われるように、開拓者農振
臨時措置法に基く振興計画といふもの
を三月一ばいまでに樹立中であつて、
そしてこれから三十五万の戸当りの
所得を目標にして推進をしていくと
いう前提に立つておるわけですが、
もし、しかし、その場合に、こういう
経営面積の実態あるいは所得の実態から
見て、この振興計画が単なるプランに
終らないかどうか、実際に真実の姿に
立つた振興計画といふことで、いわ
ゆる計画年度が終つたときに戸当り最
低三十五万円以上の所得に達し得る、
こういう確信を持つておられるかど
うかといふ点についてお伺ひしたい
と思ひます。

○伊東政府委員 御質問でございま
すが、面積の広狭の問題、確かに御指
摘のような点があると思ひます。われ
ども、こゝへ入られた人で非常に過小
の面積の人々の対策につきましては、
可能であれば、たとえば近くに未墾地
の買収した面積がございまして、こ
れが開拓可能であるといふ場合には、
それにつきまして開拓をして、既入植
者についてさらに面積を与えていくとい
うこともできるだけ考へていきたい。
また、離農等がありましたら、これもさ
らに再配分したいといふことを実は考
へております。

もう一点の、それじゃ振興計画達成
時の三十五万といふことについて自信
あるかという御質問であります。わ
れわれとしましては、極力その地域
に合いました農業経営を考へまして、
過去の穀類農業だけでなく、いろいろ

は、実は今数字でここに持つておられないのでございますが、おつしやいましてように、農村の指定をすることに、よつて当然その市町村の中の開拓地が入つてきて、新しい村作りの対象になつてゐるということが考えられるのでございしますが、その市町村の中だとえば開拓の部落が幾つあるということとは、今実は資料を持つておりませんので、これも調査いたしましてお答えいたしたいと思ひます。

○角屋委員 既入植者の安定の問題については、私はたくさん問題が累積

をしとおると思います。もうすでに各委員からも触れられた問題もあるわけですので、時間の関係上省略をいたしますけれども、建設工事の促進等の問題についても、大臣に対する質問の中でも、いろいろ進捗状況について、あるいは今後の見通し等について質問がかわされたわけですが、それでも、その中でも、やはり積極的に開墾建設工事を促進し得るかということになると、ややともするとそういう新規

事業に追われてしまつて、既設の建設工事についてはいつもやはり第二、第三に置かれてしまふという実情が私はあるらうと思う。こういう問題についても、やはり既入植者の安定の一環として積極的に進めていただかなければならぬと思うわけですが、同時に、その既入植者の安定の問題は、当然営農の安定ということが考えられなければならぬ。その場合に、経営面積の問題その他もあると思いますが、同時に、それぞれの地域に見合つた営農をやるということに関連をして、試験研究体制についても十分整備をしていくという必要があるらうと思う。従来の農林

われわれの党の考え方を述べればよいわけでございますけれども、今はやはり政権は石坂さんの方でとっておられるわけでございます。むしろそういう特性そのものについては論議がないわけでございます。実際の運営問題として、中金あるいは公庫の場合はどうしてもやはり金融機関的な性格で取り扱う。その点が、農家、漁家から見ると、どうも実態から見てしっくりいかないという実態になることは、これは間違いない事実でございます。そこをやはり農民、漁民の立場に立つてどうするかというところは、これは政府の責任において考えてもらわなければならぬと思っております。開拓融資保証法の一部を改正する法律案の問題についても、やはり基本的な開拓政策の問題、特に、この問題に關連しては、既入植者の安定対策の問題に關連して、こういう一部改正だけでいいかどうか、こういうことはやはり真剣に政府自身も考えてもらわなければならぬ問題だと思っております。この法案そのものはやはり必要な予算の増というところでございまして、私どもとしても特にこの法案自身については異論はなからうと思っております。しかし、既入植者の安定対策に本腰を入れるという政府の方針から言えば、これだけでは問題は解決しないということは明らかであります。この点について今後十分善処されるように要望しておきたいと思っております。

○石坂政府委員 先ほど私は妙な答弁をいたしました。はなはだ失礼いたしました。が、実は、ありていに申しまして、抜本的な政策いかんと聞かれるという明快な答弁ができておるという現状でございます。御指摘の通りに、金融の立場としての考え方、それと農林漁家の立場との相違をいかに調節して農林漁家のために利益になる政策を講じていくかということが考へ方の基本であろうと思っております。いろいろ御指摘になりました点は、もちろん政府の責任におきまして十分検討せなければならぬ問題でございます。御趣旨の点を私は十分念頭に置きまして検討いたしたいと思っております。

○角屋委員 次に、森林開発公同法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、二、三質問を申し上げたいと思っております。本改正案の提案の理由の中に、国有林と民有林とが相接して所在している特定の地域内における森林を開発するために必要な奥地幹線林道の開設、改良及び災害復旧の事業であつて国有林野事業として行われるものを、国の委託により森林開発公同が行うことができれば、このようにする必要があつて本法案を提出した、こういうふうになつておるわけでございますが、そこで、森林開発公同が設置されて今日までそれ相当の実績を残してきておられるわけでございますけれども、まず森林開発公同の大体の陣容というのについて簡単に伺いたいと思つております。

○山崎(齊)政府委員 役員が四名、職員百三十三名、合計いたしまして百三十七名の陣容であります。

○角屋委員 この一部改正法案の趣旨説明の中を見ますと、今後四年間で四カ所の開発を終了すれば、一応公同の行方森林開発地域はなくなるというところで、公同は従つて解散をする、こう

いうことに相なると考へてよろしいのでございますか。

○山崎(齊)政府委員 この関連林道、面積におきまして千町歩という条件のもとに開発します開発林道というものは、この四年間で終了する予定であります。その後におきましてさらに面積の基準というものを下げてまして同様な様式で開発を行つべきかどうかという問題、並びに、林道開発の仕事も順次進展するに伴ひまして、受益者負担金という面からしますと調達困難なような路線が残されるというふうな実情からいたしまして、一般の民有林林道につきましてもやはり従来やつておりました公同というふうな方式による実行も必要ではないかというふうな問題も出ておるわけでありまして、これらの点につきまして今後十分検討を加えて、公同を存続するかないかという問題について検討を加えたいと思つております。

○角屋委員 森林開発公同の今後の問題については、これはまだ先のことでございまして、しかし、それ相当の陣容を持ち、そして事業に対する経験を得たという、こういう前提に立つて考えます場合には、今当面四カ年実施する計画が終ればさらに基準を下げたところの奥地林道の開発等にも手を伸ばすというところで森林開発公同等の今後の新しい生き道を找出すことも必要だろふかと思つて、これは当面の問題でないのかこの程度にいたしまして、関連林道の実施計画の中に入るわけでございますけれども、今度の四カ年の計画で具体的には実地未開発林の中のどの程度の林道の開発ができるか、簡単に伺いたい。

○山崎(齊)政府委員 この四十路線の関連林道を開設することによりまして、面積におきましては、国有林、民有林合せて十二万二千町歩、蓄積にいたしましては兩者を合せて六千六百十萬石といふものの開発ができるかと考へております。

○角屋委員 資料によりますと、森林開発公同の事業の概要の中で、第一期事業計画の中の進捗率、こういう点で大体七九〇というふうな相なつておるわけですが、これは予定通り進んでおるといふパーセンテージでございまして、あるいは予定よりもおくれおるといふパーセンテージの実績でございましてよろいか。

○山崎(齊)政府委員 昨年の十二月末におきまして七九〇の進捗率を示しております。三月末におきましては約九〇〇の進捗率を示すものと期待いたしております。大体当初の予定した線の通り事業は進んでおるといふふうに考へております。

○角屋委員 この機会に、林道の採択基準というものが、いろいろ専門の人々に聞いてみますと、補助規程とも関連して問題があるようでございまして、けれども、採択基準について若干お答えを願ひたいと思つております。

○山崎(齊)政府委員 現在の公共事業費により補助林道は四種類に分れておるのであります。補助率は六割、五割、四割、三割の四段階になつておるのであります。六割補助の林道につきましては、利用区域の面積が千町歩以上、一町歩当りの蓄積が、用材林では五百石以上、薪炭林では二百石以上、五割の補助林道におきましては、利用区域の面積は五百町歩、蓄積は、用材林は四百二十石、薪炭林は二百石、

四割補助林道は、事業区域の面積が百町歩以上、用材林の一町歩当りの蓄積が三百六十石、薪炭林は大体百六十石、三割補助林道におきましては、利用区域の面積が百町歩以上、用材林の蓄積が三百六十石、薪炭林は二百二十石といふことになつておるのであります。

○角屋委員 今度の関連林道の実施については、県の負担金も全然徴収しない、受益者負担についても、事業実施及び幹線に關連して調整せずに、受益地区内の森林を伐採したりあるいはその関連林道を使用する際において、使用料に含めて開設費をその利用に応じて徴収するといふ説明に相なつておるわけでございますが、使用料は具体的にどのくらい額をどういう方針でやるか、少しお伺ひたい。

○山崎(齊)政府委員 民有林と国有林と兩者が協力してやらなければならぬ林道につきましては、そのそれぞれの面積、国有林、民有林におきまして資源の実態、そういうものをとにいたしまして、全体の開発のために必要とします工事の費用をそれぞれ按分いたしました。民有林の負担分が何ぼ、国有林の負担分が何ぼというふうに当初にきめるわけでありまして、民有林の負担分につきまして、公共事業でやります場合はもちろん、県の補助金が出るわけでありまして、受益者負担金が出る残りとして生ずるわけでありまして、その受益者負担金を限度といたしましてこの使用料を徴収するといふ考へ方で進めたいと思つておるのであります。この場合、その受益者負担金相当額を約十五年ないし二十年間に伐採したもので償却するといふ考へ方でこの使用料を計算して参りたいと考へておる

のであります。年々の維持費と両者合せまして、現在のところ大体トラック一台当り千円程度になるものと予想しております。

○角屋委員 森林開発公団は開通の仕事だけで、実際の維持管理は国有林野事業の特別会計といえますか国有林野事業として行う、こういうふうに承知事項としてよろしくございしますか。

○山崎(齊)政府委員 その通りであります。

○角屋委員 先ほどお尋ねをしました林道の採択基準の補助規程その他の問題と関連をいたしまして、森林開発公団の問題に直接関係はないわけでございますけれども、先般私の選挙区等においても問題があつたわけでございますが、実際に地元負担という問題に当面します場合に、山の所有者は必ずしも地元におらないであつちこちに散在しておる。大きな所有者になると必ずしも地元におらないというふうなこともありまして、地元負担の問題が、直接地元におる人々の間での相談は進展をいたしましたも、地元におらない不在の山林所有者、こういう者との連絡もなかなか十分できませんし、また、いろいろ話を進めましてはなかなか納得がいかないという事で、林道の建設についていろいろ支障が起るというふうな話をよく聞くわけでございます。三重県にもそういう例があつたわけでございますけれども、こういう林道の建設の進捗の問題と関連をして、耕地等の場合と違ひまして、山林所有者の場合にはそういう実態でございますが、現実に地元負担の問題の適切な指導はどういうふうによつておられるか、お伺いしたいと思います。

○山崎(齊)政府委員 お話の通り、不在地主というふうなものが相当多いというのが現状であります。森林開発公団の事業を行います場合にも、受益者負担金の調整あるいは不在地主というふうなものに対する了解を取りつけるといふようなことが、林道開設の上非常に重要な問題になつたのであります。われわれといたしましては、補助林道等の開設を行います場合に、県はもちろん、森林組合、町村というふうなものが一体となりまして、それらの不在地主等に直接会いまして実情をよく話して了解を得る、どこまでも了解してもらつたという方法を講じてこの両者間の調整に當つてきたわけでありまして、今後ともそういう方向に進みたいと思つております。しかしながら、この事業が進むに従ひまして、そういうふうなことだけではなかなか納得を得られないというふうな場合もあり得るかと思ひますが、そういうふうな問題の林道に對しましては、この関連林道のような様式で林道を作りまして、受益者負担金の相当額は伐採したときにとるといふふうな考え方も、やはり今後の問題点として検討しなければいかぬというふうに考へておる次第であります。

○角屋委員 最後に、この前の私の総括質問の際にも国内の山林政策の問題でいろいろお伺ひしたかつたわけでございますが、主として外材の輸入というふうな問題で、これは他の委員等に質問を譲つたわけでございますけれども、今後木材需要は御承知のように漸増の傾向にありまして、ここ数年のうちには相当な量を内外から得なければならぬという段階にあることは言ひま

でもないわけでありまして。森林開発公団法を一部改正することによつて、国有林に関連した林道の建設というものがさらに進んで参るわけでございますけれども、林道の建設事業は必ずしもこれで足れりということではなくて、さつきの林道の採択基準と関連をしての補助の問題あるいは実際の地元負担の問題等に関連していろいろな問題があるやに私も聞いておるわけでございます。抜本的な森林資源の開発の面では今後とも農林省としても十分御検討願ひように希望いたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○吉川(久)委員長代理 明日は午前十時より開会いたしますこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十二分散会